

室見川水系河川整備基本方針



令和7年5月

福岡県

目次

第1章	河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
第1節	流域及び河川の概要	1
第2節	河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	6
第2章	河川の整備の基本となるべき事項	9
第1節	基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	9
第2節	主要な地点における計画高水流量に関する事項	9
第3節	主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項	10
第4節	主要な地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する事項	10
	室見川水系参考図	11

第1章 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

第1節 流域及び河川の概要

(1) 流域の概要

室見川は、その源を福岡県と佐賀県の県境をなす脊振山地の井原山に発し、西から東に流下し福岡市の主要水源である曲漕ダムに注ぎ、椎原川、竜谷川、日向川、金屑川等を合わせ博多湾に注ぐ幹川流路延長約 16.3km、流域面積約 99.3km²の河川である。

室見川の流域は、福岡県の北西部に位置し、福岡市を中心に、一部が糸島市にまたがる。下流域は住宅地域、商業地域が密集しており、福岡市の市街地を形成している。中流域は農地からの市街化が進んでいる。

室見川の沿川には、福岡市地下鉄空港線、七隈線及び、福岡都市高速道路、国道 202 号などの基幹交通施設があり、地域の発展に重要な役割を果たしている。

室見川水系の河川水は、水道用水や農業用水に利用されており、地域住民にとって欠かせない水資源となっている。

また、都市化が進んだ下流域においても高い水質を保っており、シロウオのやな漁や潮干狩りが行われているほか、高水敷や隣接する公園は住民の散策などに利用され親しまれている。

さらに上流域の一部は脊振雷山県立自然公園に指定されているほか、下流域及び上流域の一部は県指定鳥獣保護区に指定されており、豊かな自然環境を提供している。

(2) 気候

流域近傍の気象庁福岡観測所において、平成 25 年（2013 年）から令和 4 年（2022 年）の年平均気温は約 18℃であり、年平均降水量は約 1,800mm である。

(3) 地形・地質

流域の地形は、上流域の西側には脊振山地、東側には油山山地が広がり、中流域、下流域には砂礫台地や三角州性低地が形成されている。海岸付近は後背湿地や砂丘が分布している。

流域の地質は、上流域は中生代白亜紀に形成された花崗岩類を主体とした火成岩、変成岩等が分布し、中流域、下流域は新生代に形成された沖積層等が分布している。

(4) 人口・産業経済活動

室見川流域は、その大部分を福岡市西区、早良区に属し、令和 2 年（2020 年）の国勢調査によると、室見川流域内の人口は約 22 万人であり、年々人口が増加傾向にある。

また、産業経済活動は第 3 次産業の就業者数が最も多く、約 9 割を占めており、第 3 次産業の中で、事業所数、従業者数ともに卸売・小売業の割合が大きい。

（５）土地利用

上流域は、森林が広がっており、河道は山地溪流となっている。中流域は、河川沿いに低平地が広がっており、水田等の耕作地や住宅を中心とした市街地として利用され、一部が市街化調整区域となっている。また、下流域は、両岸に住宅が密集しており、主要な交通基盤が整備され、主に市街化区域となっている。土地利用構成比は、森林などが約 68% を占め、水田、畑地などの耕作地が約 9%、残り約 23% が宅地などの市街地である。

（６）史跡・文化財

室見川の上流にあるまがりぶち曲渕ダムは、福岡市水道創設の水源として大正 12 年（1923 年）に 7 年間の年月を掛けて完成した重力式コンクリートダムであり、現在も福岡市の水源として利用されている。本ダムは福岡市有形文化財（建造物）に指定されているほか、土木学会選奨土木遺産に認定されている。

上流域にあるさいこうじ西光寺には国の有形文化財であるぼんしょう梵鐘があり、わが国の紀年銘鐘としては 5 番目に古く、貴重な基準的作品として注目されている。

また、よしけたかぎ吉武高木遺跡は、室見川の中流左岸扇状地に位置し、弥生時代中期（約 2,200 年～2,000 年前）の「国」の成立と展開を知る上で特に重要な史跡として、平成 5 年（1993 年）に国史跡に指定されているほか、出土遺物は国指定の重要文化財となっている。

（７）自然環境

上流域は、山地溪流となり、瀬と淵が連続している。周辺は山地であり、シイ等の広葉樹林が見られる。河床勾配は 1/50 以上の急勾配で、河道内にはツルヨシやカワデシャ、ヒメコウガイゼキショウ等の生育が確認されている。また、緩やかな流れの区間に繁茂する水際植生の近くには、ゲンジボタルやカジカをはじめとする多くの動物が確認されている。周辺の山地には、樹林帯を好むミヤマカワトンボやヤマサナエ、ミゾゴイやハイタカ等が確認されている。

中流域は、河床勾配が 1/100～1/400 程度であり、河道は川幅が広がり流れは緩やかになる。河道内にはツルヨシやカワデシャ、ヒメコウガイゼキショウ

等の生育が確認されており、堰による湛水域が連続して見られる。緩やかな流れに繁茂する水際植生の近くには、オヤニラミやカネヒラ、底生動物のモノアラガイ等が確認されており、イワツバメが橋梁の下を営巣地として利用している。

下流域は、河床勾配が 1/500 程度となり、河道内はツルヨシやカワヂシャ等の生育が確認されている。ヤマトシマドジョウが砂底に生息しているほか、アユが礫底の瀬に生息している。流れの緩やかな砂泥底には種の保存法に基づく国内希少野生動植物種、福岡県希少野生動物保護条例に基づく指定希少野生動物種に、それぞれ指定されているハカタスジシマドジョウが生息している。水際植生の近くには、モノアラガイ、クルマヒラマキガイ等が確認されている。また、過去にはカゼトゲタナゴの生息も確認されている。

感潮域は、河床勾配が 1/900 程度となり、河道内はシロウオが礫や石混じりの平瀬を産卵場として利用しているほか、ウミニナ、ヤマトシジミ等が砂泥に生息している。また、過去にはニッポンバラタナゴやチクゼンハゼの生息も確認されている。干潮時は河口付近に干潟が出現する。干潟では魚類や底生動物が多く生息しているほか、ミサゴやカンムリカイツブリ等が確認されている。また、河口から約 2.5 km 地点には潮止めの機能を有した新道堰があり、感潮域と順流域の境界となっている。

室見川では特定外来生物として、魚類のブルーギルやオオクチバス、植物のオオキンケイギクが確認されている。

（８）過去の洪水被害と治水事業の沿革

室見川流域では、昭和 28 年（1953 年）6 月、昭和 38 年（1963 年）6 月などに洪水被害を受けており、多くの家屋浸水や田畑の冠水をはじめとして、国道や鉄道などの混乱を招く災害となった。また、近年においても平成 11 年（1999 年）6 月に内水被害を含め、浸水被害が発生している。その後も、平成 27 年（2015 年）8 月や平成 30 年（2018 年）7 月、令和 5 年（2023 年）7 月には氾濫危険水位を超過する水位が観測されている。

こうした中、福岡県と福岡市は連携・協力しながら治水事業の取り組みを進めている。室見川本川では、昭和 38 年（1963 年）6 月の豪雨により、福岡県が改良復旧工事を実施し、昭和 43 年（1968 年）に完了している。支川においては、昭和 46 年度（1971 年度）より金屑川において、福岡市が都市小河川改修事業（現在の都市基盤河川改修事業）に着手し、河床掘削や拡幅などの河川改修を行っている。また、昭和 50 年度（1975 年度）より油山川において、福岡市が都市小河川改修事業（現在の都市基盤河川改修事業）に着手し、平成 14 年度（2002 年度）に完了している。

また、令和 3 年度（2021 年度）より、国、福岡県、市町から構成される「福岡・前原・那珂圏域流域治水協議会」を設置し、流域全体で水災害を軽減させる「流域治水」を推進していくこととしている。

（ 9 ） 水利用の現状

河川水の利用としては、水道用水として曲渚ダム及び取水堰 2 箇所から取水されており、このほか農業用水としては、農地面積約 290ha の慣行水利として取水堰 35 箇所において水利用がある。

（ 10 ） 水質

室見川本川における水質環境基準の類型は、A 類型に指定されており、環境基準点である室見橋、補助地点である橋本橋、矢倉橋における BOD 濃度測定結果(75%値)は、平成 7 年（1995 年）頃から現在において、環境基準を満たしており、安定して良好な水質状況にある。

（ 11 ） 河川空間の利用状況

室見川では、福岡県、福岡市が連携した川づくりを進めており、福岡県の河川環境整備事業と福岡市の公園整備事業を一体化した河川公園を整備している。河川公園は、ジョギングや散策、花見等に利用されている。

下流域においては、江戸時代からの伝統漁法を用いたシロウオのやな漁が行われており、春の風物詩として親しまれている。また、河口付近では干潟が見られ、アサリ等の潮干狩り場として利用されている。

（ 12 ） 地域住民活動

室見川流域では、河川愛護活動が各地域で盛んに行われており、様々な団体によって、子供たちへの環境教育や清掃活動などが行われている。

また、感潮域では、大学、地域住民等が協力して「室見川シロウオ産卵場造成プロジェクト」を実施しており、シロウオの産卵場としての機能回復等に取り組んでいる。その他、地域住民が主体となった「室見川灯明まつり」や、「室見川いきみないと祭り」などのイベントも実施されている。

（ 13 ） 関連計画

福岡県の関連計画としては、「福岡県総合計画」「福岡県環境総合基本計画」「福岡県生物多様性戦略」「河川環境管理基本計画」「福岡県ワンヘルス推進行動計画」などがある。また、福岡市においては、「福岡市基本構想・基本計画」などがある。その他、国土交通省、環境省が策定した「ハカタスジシマドジョ

ウ保護増殖事業計画」がある。

(1 4) 漁業

室見川には、第 5 種共同漁業権は設定されていない。

第2節 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

室見川水系における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、河川整備の現状や水害発生状況、河川利用の現状、及び河川環境の保全を考慮するものとする。また、社会・経済情勢の変化に即応するよう関連地域の各計画との調整を図り、関連事業等に十分配慮した計画のもとに、河川の総合的な保全と利用を図る。

(1) 河川の洪水、津波、高潮等による

災害の発生の防止または軽減に関する事項

河川の洪水及び高潮等による災害の発生の防止又は軽減については、気候変動による降雨量の増加も考慮し、年超過確率 1/100 の規模の洪水を安全に流下させることができる整備を目指す。

洪水対策については、沿川の自然環境や河川の利用等に配慮しながら、河道の流下断面を拡大させ、護岸等を整備し、計画規模の洪水の安全な流下を図る。

内水被害の軽減対策については、関係機関と連携を図りながら必要に応じて対策を進めていく。

河川津波対策については、まず、甚大な被害をもたらす可能性のある「最大クラスの津波」に対しては、施設対応を超過する事象として、流域の関係者が津波防災地域づくり法等に基づき、減災対策を実施する。また、最大クラスの津波に比べて津波高は低いものの、発生頻度は高い「計画津波」に対しては、高潮対策による堤防整備を実施することにより津波災害を防御するものとする。

また、地震対策については、堤防等河川管理施設の安全性を照査したうえで、必要な対策を講じる。

流域で行う対策として、流域全体のあらゆる関係者が協働し、水災害を軽減させる「流域治水」の普及・啓発に取り組む。河川管理者が行う河川整備に加え、流域全体で連携して行う雨水貯留浸透施設等による流出抑制等の対策について、関係者間の理解醸成や合意形成に協力するなど、より多くの関係者の参画及び効果的な対策の促進に努める。

計画規模を上回る洪水や整備途上段階における施設能力以上の洪水に対しては、河道掘削や護岸整備等のハード対策と水害リスク情報の共有や防災意識の啓発等のソフト施策を一体的に推進する。ソフト施策については、ハザードマップ作成や水害に強い地域づくりの支援を行うとともに、福岡県総合防災情報システムを活用した雨量や水位、河川監視カメラ等の情報の提供を行うことにより、流域住民が適切な防災行動がとれるよう、関係機関と連携して被害軽減に取り組んでいく。

（２）河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、関係機関と連携して水利用の合理化を促進するなど必要な流量の確保に努める。

（３）河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全については、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの考えを取り入れ、今より自然を豊かにするネイチャーポジティブの考えを参考にしながら、持続可能で魅力ある地域づくりを関係機関や学識経験者等と連携して推進する。

流域の自然環境・社会環境等の地域特性を踏まえ、治水・利水面との調和を図りながら、良好な自然環境や生物多様性の保全・創出を図る。

上中下流域においては、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境となる瀬・淵等の河床形態及び湿地環境や水際植生等を保全・創出することや、魚道設置などによる水生生物の縦断的な移動に関する連続性の確保を図る。特にハカタスジシマドジョウについては、「ハカタスジシマドジョウ保護増殖事業計画」を踏まえ、生息環境の維持・管理について関係機関等と連携を図る。

感潮域においては、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境となる干潟の保全・創出を図るとともに、シロウオの産卵場である礫底の保全・創出等を学識経験者と連携して図る。

川づくりにあたっては、必要に応じて地域住民、関係機関等の意見を踏まえつつ、地域住民の利用状況や周辺景観と調和した、人々から親しまれる河川空間の保全と創出を図る。また、関係機関や地域住民活動等と連携して、河川愛護の普及・啓発を図る。

また、水質の保全に努めるため、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、現状の環境を考慮し、関係機関や地域住民との連携を図る。

河川敷地の占用及び許可工作物の設置、管理については、動植物の生息・生育・繁殖環境及び景観の保全に十分配慮し、治水・利水・河川環境との調和を図る。

特定外来生物等については、関係機関と連携・協力して、適切な対応を行う。

環境に関する情報収集やモニタリングを関係機関と連携しつつ適切に行い、河川整備や維持管理に反映させるとともに、得られた情報については地域との共有化に努める。

（４）河川の維持管理に関する事項

河川の維持管理については、「河川の洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減」「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」「河川環境

の整備と保全」の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮させるよう適切な維持管理を行う。

第2章 河川の整備の基本となるべき事項

第1節 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水のピーク流量については、基準地点橋本橋において $1,270\text{m}^3/\text{s}$ とし、これを河道及び洪水調節施設へ配分する。

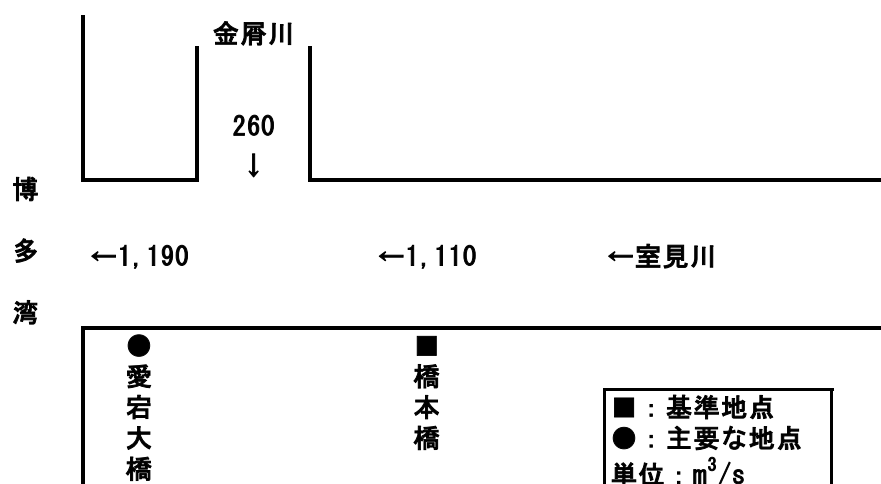
なお、気候変動の状況、またその予測や降雨、流出特性の評価に係る技術・知見の蓄積、流域内の貯留・浸透機能及び沿川の遊水機能の変化等に伴う流域からの流出特性や河道の流下特性、並びに背後地の状況の変化など、基本高水のピーク流量の算出や河道と洪水調節施設等の配分に係る前提条件が著しく変化することが明らかとなった場合には、必要に応じこれを見直すこととする。

基本高水のピーク流量等一覧表(単位： m^3/s)

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量	洪水調節施設等による調節量	河道への配分流量
室見川	橋本橋	1,270	160	1,110

第2節 主要な地点における計画高水流量に関する事項

室見川における計画高水流量は、基準地点橋本橋において $1,110\text{m}^3/\text{s}$ とする。



室見川計画高水流量配分図

第3節 主要な地点における計画高水位及び

計画横断形に係る川幅に関する事項

室見川の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの 距離 (km)	計画高水位 (T. P. m) ※1	川幅 (m)	適用
室見川	橋本橋	4.4	7.53	115	基準地点
	あたご 愛宕大橋	0.5	1.91	281	主要な地点
	河口	0.0	1.77 ※2	422	

※1：T. P. = 東京湾中等潮位

※2：計画高潮位

計画高潮位については、海岸管理者と連携し、気候変動による予測をもとに平均海面水位の上昇量や潮位偏差の増加量を適切に評価し、海岸保全基本計画との整合を図りながら必要に応じて見直しを行う。

第4節 主要な地点における流水の正常な機能を維持するために

必要な流量に関する事項

室見川の既得水利については、かんがい用水の慣行水利と上水道の許可水利権がある。

橋本橋地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、1月上旬～4月上旬で概ね $1.15 \text{ m}^3/\text{s}$ 、4月中旬～6月下旬で概ね $0.80 \text{ m}^3/\text{s}$ 、7月上旬～10月中旬で概ね $0.43 \text{ m}^3/\text{s}$ 、10月下旬～12月下旬で概ね $1.82 \text{ m}^3/\text{s}$ とし、以て流水の適正な管理、円滑な水利使用、河川環境の保全等に資するものとする。

また、当該流量については、室見川本川の水利使用等の変更に伴い、増減するものであり、今後実測データの蓄積による流況の把握に努める。

